

を受信して、各国標準時の比較研究を行っておりますが最近その設備をワシントンとグリニッチに劣らない程度に完備してこの責任を遂行しつつあります。しかるにわが国は欧米とは遠隔の地であり、微弱な報時電波を受けるため、相当の困難を伴うので近接地において強力な電波の発信または発電等が行われた場合、本業務の遂行に致命的な支障を生ずるのであります。この障害については、終戦直後1時進駐軍で全飛行場を使用した際経験しているところであります。

### 3. 時刻観測及び恒星位置観測に対する障害

この観測は、わが国の標準時を定め、報時と標準周波数との基準になつている基礎観測でありまして、その際水銀面を観測の基準としておりますので至近距離において航空機の轟音が発する場合、水銀面に振動が起り、観測が不可能になります。

### 4. 夜間の精密測光に対する照明の障害

飛行場などの強度の照明設備により、写真乾板に直接または散乱によるカブリを生ずる事は当然で、微弱な天体の撮影が不可能になり、たとえ撮影されても、精密な定量的測光がほとんど不可能になります。

### 5. 太陽面現象観測への障害

太陽面に突発する異常現象は地球大気の状態に著しい変動を与え、磁気嵐、デリンジャ現象となつて現われるので、この研究は国内においては電離層の総合研究上重要な役割をはたしているのみでなく、国際的にもこの方面のすべての研究の基礎としてきわめて大切なものであります。この為当台においては、日出より日没まで、太陽を連続観測しているのであります。戦時中は航空機が観測視野の内にはいる事が多かつたのでそのつど太陽観測を中断しなければならなかつたのであります。従つて再び飛行場ができれば、この研究事業の遂行上致命的な影響を受けることとなります。以上列記した諸障害によつてこの地に飛行場が設置された場合、天文台の観測は非常に困難になり当台としては移転せざるを得ない事になりますがこのばう大な施設を移転するためには巨額の国費を必要とし、国家財政の現状では、甚だ困難と思われれます。

以上の諸点御考慮の上、当台の事業の重要性とその有する国際的使命とにかんがみ、新たに飛行場を建設されるに当つては、現在の駐留軍農場の地以外の適当な場所に候補地を選ばれるよう格別の御配慮をお願いします。

2-57

庶発第577号 昭和28年11月20日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

#### 日本学術会議の所轄について（要望）

政府において目下行おうとしておられる行政改革に当り、日本学術会議の所轄を変更することが議せられていると伝えられておりますので、本会議は、去る10月21日開催された第15回総会で、特にこの問題について審議しました。その結果、本会議設立の経緯ならびに本会議の旨む機能にかんがみ、日本学術会議を政府機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度をもつて最良と認め、かつ、その機構の充実強化を図るべきものであるとの趣旨が、全会員の一致によつて決議されました。その主

な理由とするところは別紙のとおりであります。

本会議は、政府が、この本会議総会の総意に特別の考慮を払われるよう要望します。

(別 紙)

日本学術会議の性格について

2, 3の新聞の報ずるところによりますと、政府は、この度の行政改革に当り、日本学術会議を、(1)民間団体とするか、または、(2)総理府以外の特定の省(例えば、文部省)の所轄とする意図を有するとのことでありますが、それは、左記の理由によつて、甚だ妥当を欠くものと考えられます。

第一、日本学術会議を民間団体とすることについて

(1) 今日において、日本学術会議を民間団体とすることは、日本学術会議設立の経緯に鑑み、甚しく軽卒のそしりを免れないと思います。

そもそも事の起こりは、終戦直後のことであります。日本を文化国家として再建するには、科学の振興と行政の科学化が何にもまさつて必要だという考えから、当時日本の科学振興の任務を担当していた代表的な3つの団体(帝国学士院、学術研究会議、日本学術振興会)を改組すべきだという意見が有力となりました。そして、迂餘曲折を経た結果、昭和21年に、全国の科学者から選挙された108名のメンバーによる学術体制刷新委員会が成立しましたが、政府(片山内閣)は、これに対して、日本の学術体制を刷新するための案を作成答申すべき旨を諮問し、その費用を支出しました。そこで、右の刷新委員会は、昭和22年8月から活動をはじめ、各方面の意見を斟酌し、慎重審議を重ねた上で、翌年の4月に、学術体制の新しい構想を政府(芦田内閣)に答申しました。その答申の主要な内容は次の3点であります。

- (a) 日本学術会議法を制定して、日本学術会議を設けること。
- (b) 日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機構相互の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することを目的とする科学技術行政協議会を、内閣総理大臣の所轄の下に、設けること。
- (c) 基本的諸科学の振興に対し責任をもつ行政機構を整備強化すること。

政府は、この答申を採択し、第3国会の審議を経て、昭和23年7月10日に日本学術会議法(法律第121号)を制定公布し、それに基づいて、同年12月に全国的な選挙が行われ、210名の会員が選挙され、翌昭和24年1月に第一期学術会議が成立しました。なお、政府は、右の答申に基づいて、昭和23年12月20日に科学技術行政協議会法(法律第253号)を制定公布しました。

日本学術会議は、かような抱負をもつて、極めて慎重な準備を経て、成立したものであります。およそ科学技術の振興や行政の科学化というような問題は、性急にその成果を期待することのできないものであります。日本学術会議も、成立後今日まで、政府からの多くの諮問に答え、また幾多の重要な勧告をして、その成果に見るべきものが少なくありませんが(別紙「勧告・申入れ・諮問・答申一覧表」参照)、しかもなお、過去5年の経験を基礎として、いよいよその真価を発揮すべき時期が到来したというべきであります。従つて、いま急にこれを民間団体とするようなことは、成立に当つて慎重な準備を無視し、折角伸びようとする芽を摘みとるに等しく、全く無用有害の措置といわなければなりません。

- (2) 日本学術会議の営む機能に鑑みるときは、これを政府機関として存置すべきものと思われる。
- (a) 日本学術会議の成立の経緯について右に述べましたように、日本学術会議は、日本を文化国家として再建するという国家目的を達成するために、科学者に重要な任務を担当させることを目的として設けられたものであります。このことは、既に、日本学術会議の本質が国家機関であるべきことを示すものといわねばなりません。現に、前記科学技術行政協議会法（この協議会が国家機関であるべきことには、何人も異議のないところと思います）には、政府と日本学術会議とが公式に連絡すべき事項を規定しております。また、学術上の功績顕著な科学者を国家において優遇する機関たる「日本学士院」は、日本学術会議に附置され、かつ、その会員は日本学術会議で選考することになっております。その他、現行の法律ないし行政機構のうちには、日本学術会議と直接間接に連絡すべきものとされている事項が少くありません。これらのことは、日本学術会議が、国家機関であることを適当とする証左であると思われる。
- (b) 日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として」成立以後、ICSU（International Council of Scientific Unions）を始めとして、多くの国際的な学術団体のメンバーとなりました。これらは、いずれも、学術会議がわが国の国家機関たることを前提とするものであります。従つて、今これを民間団体とすることは、国際的な信用に及ぼす影響も少くないと思われる。
- (c) 一国の科学技術の振興をはかり、その成果をその国の行政及び産業にとり入れようとすることは、近時、世界の文明国があい競つて努力しているところでありますが、そのために、いずれの文明国にも、わが日本学術会議に相当する科学技術者の全国的組織ができております。そして、それらは、悉く、純粋の国家機関であるか、少くとも、半国家機関たる性格を備えております。純粋の民間団体たる性質を有する唯一の例外は、アメリカ合衆国のアカデミーであります。わが国において、この唯一の例外に倣わねばならない理由はどこに存するのでありましようか。戦後の疲弊したわが国においてこそ、日本学術会議を国家機関として、国家がこれに対し全力を傾けて財政的援助をするとともに、その機能を100パーセントに活用する必要があるのではありますまいか。さればこそ、日本学術会議の成立に当つて異常な関心を示したGHQが、アメリカ合衆国の例に反して、日本学術会議を国家機関とすることを適当と認めたのであろうと推測されるのであります。

もしこれを民間の特殊団体といたしますときは、第一に、その勧告や答申の行政上に及ぼす力が實際上甚しく減殺されることは、わが国の行政の現状に鑑みて、否定し得ない事実であると思われます。のみならず、第二に、その運営上にも重大な支障を生じると考えられます。なぜかといへば、民間団体とするときは、たとえその経費を国庫によつて賄う方針を確立するとしても、科学の発達による学術会議の任務の増大に伴う経費の累増に応ずることは、実際問題として、不可能に近くなり、その上、事務局人員の充実に致命的な支障を生ずることは避け得ないと思われるからであります。

第二、日本学術会議を特定の省の所轄とすることについて

- (1) 日本学術会議は、日本学術会議法の定めるように、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」ものであります（同法2条）、このこと

は、決して特定の省の所轄事項に限定されるものではありません。ことに、同法第3条の定める「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」ことや、同法第4条の規定する「政府所轄の研究所、試験所及び委託研究費に関する予算編成の方針」に関して政府が諮問すること、同第5条の規定する「科学に関する研究成果の活用に関する方策」について政府に勧告することなどは、明かにすべての省の所轄事項に互るものであります。さればこそ、日本学術会議と政府との連絡の衝に当ることを目的とする科学技術行政協議会は、総理大臣をもつて会長とするのであります。これを特定の省（例えば文部省）の所轄とすることは、日本学術会議の任務が基礎科学の分野に限るものでなく、広く応用の面に及ぶものであることを忘れた所轄といわざるを得ません。

- (2) 日本学術会議は、日本学術会議法第3条第1項に定めるように独立してその任務を行うものでありますから、総理府の所轄としておいても、総理府の責務を重くするものではありません。従つて、これを総理府の所轄から排斥することは、総理府の事務の整備という面からみても、少しも加えるところがありません。

日本学術会議は、去る10月の定期総会において、日本学術会議の性格及び所轄の問題について討議いたしました。その際には、日本学術会議を国家機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度をもつて最良のもの認め、かつ、政府において、その機構の充実強化を図るべきものであるとの趣旨が、全会員の一致によつて決議されました。右に述べましたことは、その際に会員から主張された意見の要旨であります。政府においては、このことも特別の考慮を払われるよう希望いたします。

2-58

庶発第614号 昭和28年1月26日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

行政整理に関し試験研究機関について（申入）

本会議は、政府がこのたびの行政整理に当り、かねての本会議の要望にそい、試験研究機関について配慮を払われておられることは科学技術の推進のため幸いと存ずる次第であります。

しかし、科学技術を振興し、自立経済、貿易振興を強力に推進すべきことは、今日ますますその緊急度を増しており、試験研究機関は一層整備強化してそれぞれの使命を完うさせることに努むべきでありますから、試験研究機関の行政整理については、更に格別の配慮を払われるようお願いいたします。

3-1

庶発第25号 昭和29年1月21日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

日本学術会議について（申入）

日本学術会議は、第3期会員による最初の総会において、全会一致をもつて、次のことをここに申し入れる。日本学術会議法の成立の経過及びその精神にかんがみ、政府が日本学術会議法の改正を行わんとするときは、本会議に諮問せられたい。